事業契約書(案)新旧対照表 (令和4年(2022年)9月22日修正)

新	旧
目次	目次
(省略)	(省略)
第91条(利益の還元)	第91条(プロフィットシェアリング)
(省略)	(省略)
別紙10 PCB含有塗膜の処理における遵守事項	(新設)
(利益の還元)	(<u>プロフィットシェアリング</u>)
第91条 PFI事業者は、運営事業期間において、毎事業年度に本事業の実施によ	第91条 PFI事業者は、運営事業期間において、毎事業年度に本事業の実施によ
り得られる利益が別紙3 <u>に定める</u> 条件を満たした場合、その利益の一部を別紙3	り得られる利益が、別紙3 <u>のうちPFI事業者の利益の市への還元に定める</u> 条件を
に定める方法により市に支払わなければならない。	満たした場合、その利益の一部を別紙3 <u>のうち還元額の算定方法及び還元率</u> に定
	める方法により市に支払わなければならない。
(その他特約事項)	(その他特約事項)
第131条 PFI事業者は、本契約について、別紙8に定める八王子市の契約からの	第131条 PFI事業者は、本契約について、別紙8に定める八王子市の契約からの
暴力団等排 除措置に関する特約」別紙9に定める自動車使用における遵守事項	暴力団等排 除措置に関する特約及び別紙9に定める自動車使用における遵守
及び別紙10に定めるPCB含有塗膜の処理における遵守事項が適用されることを	事項が適用されることを確認する。
確認する。	
別紙5 PFI事業者が付保する保険等	別紙5 PFI事業者が付保する保険等
2. 維持管理及び運営業務等にかかる保険	2. 維持管理及び運営業務等にかかる保険
(6)ボランティア保険	(6)ボランティア保険
③ 付保条件	③ 付保条件
(省略)	(省略)
·保険金額:死亡·後遺傷害保険金額 10,500 <u>千</u> 円	·保険金額:死亡·後遺傷害保険金額 10,500 <u>万</u> 円

新	IH
別紙10 PCB含有塗膜の処理における遵守事項	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第3条第2	
項の規定により、所有事業者は、確実にポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「PCB	
使用製品」という。)を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去(以下「廃	
<u>棄等」という。)するよう努めなければならず、廃棄等されて生じたポリ塩化ビフェ</u>	(新設)
ニル廃棄物は、同条第1項の規定により、保管事業者が自らの責任において確実	
かつ適正に処理しなければならないと定められている。	
このことから、本契約の履行においても、PCBを含有した塗膜(以下「PCB含有	
塗膜」という。)の処理を確実かつ適正に行うため、PCB含有塗膜の処理に係る業	
務については、本契約の他の規定にかかわらず、市と、PCB含有塗膜を収集運搬	
及び処分する者との間で、委託契約を締結するものとする。なお、当該業務に係る	
契約代金については、本契約に基づくサービス対価に含まれている為、別途市か	
らの支払いは発生しない。	